平成23年　№16

東京学芸大学研究員受入規程の一部を改正する規程

制定理由

研究員の種別の整理，研究費の配分の規定化等，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成23年３月23日　教育研究評議会　審議・承認

東京学芸大学研究員受入規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成23年３月24日

国立大学法人東京学芸大学長

村　松　泰　子

平成23年規程第10号

東京学芸大学研究員受入規程の一部を改正する規程

東京学芸大学研究員受入規程（平成９年規程第24号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学研究員受入規程の一部改正について

改正理由：研究員の種別の整理，研究費の配分の規定化等，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕	〔省略〕
（定義）	（定義）
第２条　この規程において，「研究員」とは，次の各号に掲げる者をいう。	第２条　この規程において，「研究員」とは，次の各号に掲げる者をいう。
(1) 内地研究員　その専攻する学問分野の研究に専念し，教授研究能力を向上させることを目的とした者であって，本務が国立大学及び国立高等専門学校の教授，准教授，講師又は助教であるもの	(1) 内地研究員　その専攻する学問分野の研究に専念し，教授研究能力を向上させることを目的とした者であって，本務が国立大学，国立短期大学及び国立高等専門学校の教授，准教授，講師又は助教であるもの
	(2) 情報処理関係内地研究員　情報処理教育の改善に役立つ研究に専念し，我が国の情報処理教育体制の整備充実に寄与することを目的とした者であって，本務が国立大学，国立短期大学及び国立高等専門学校の教授，准教授，講師又は助教であるもの。
(2) 私学等研修員　私立学校，専修学校，公立高等専門学校又は公立大学等の教員を，私学等研修員として受け入れるもの	(3) 私学等研修員　私立学校，専修学校，公立高等専門学校又は公立大学等の教員を，私学研修員，専修学校研修員，公立高等専門学校研修員，公立大学研修員又は教員研修センター研修員として受け入れるもの
(3) 教員研修センター研修員　私立学校，専修学校，公立高等専門学校又は公立大学等の教員を，教員研修センター研修員として受け入れるもの	
(4)　〔省略〕	(4)　〔省略〕
(5)　〔省略〕	(5)　〔省略〕
	(6) 内地研修員　国立大学，国立短期大学又は国立高等専門学校の教員であって，本学において研究指導を受ける者のうち第１号及び第２号に掲げる者以外のもの
(6) 個人研究員　前各号に掲げる者以外の者で，特に顕著な学術研究業績があり，本学において共同研究を行うもの	(7) 個人研究員　前各号に掲げる者以外の者で，特に顕著な学術研究業績があり，本学において共同研究を行うもの
２　この規程において，「派遣機関の長」とは，次の各号に掲げる者をいう。	２　この規程において，「派遣機関の長」とは，次の各号に掲げる者をいう。
(1) 内地研究員にあっては，国立大学又は国立高等専門学校の長	(1) 内地研究員，情報処理関係内地研究員及び内地研修員にあっては，国立大学，国立短期大学又は国立高等専門学校の長
(2) 私学等研修員にあっては，財団法人私学研修福祉会，私立学校，財団法人専修学校教育振興会，公立高等専門学校又は公立大学の長	(2) 私学等研修員にあっては，私学研修福祉会，専修学校教育振興会，公立高等専門学校，公立大学又は独立行政法人教員研修センターの長
(3) 教員研修センター研修員にあっては，独立行政法人教員研修センターの長	
(4) 受託研究員にあっては，企業等の長	(3) 受託研究員にあっては，企業等の長

〔省略〕

（研究期間）

第４条　研究員の研究期間は，別表１の定めるところによる。ただし，特別研究員の研究期間は，当該募集要項の定めるところによる。

（申請）

第５条　内地研究員に係る派遣機関の長は，別に定めるところにより，研究員の受入れの承認について学長に申請するものとする。

２　私学等研修員及び教員研修センター研修員に係る派遣機関の長は，別紙様式１の調書を添えて，研究員の受入れの承認について，学長に申請するものとする。

３　受託研究員に係る派遣機関の長は，別紙様式２の調書を添えて，研究員の受入れの承認について学長に申請するものとする。

４　〔省略〕

５　特別研究員の申請は，当該募集要項の定めるところによる。

（受入決定）

第６条　学長は，前条の申請があったときは，受入れの可否を決定するものとする。ただし，特別研究員の受入れの可否の決定は，独立行政法人日本学術振興

〔省略〕

（研究期間）

第４条　研究員の研究期間は，次の表の定めるところによる。ただし，特別研究員の研究期間は，当該募集要項の定めるところによる。

区　　分	研　　究　　期　　間
内地研究員，内地研修員	６月以上10月以内とする。ただし，特別の事情がある場合には，この期間を延長し又は短縮することができる。
情報処理関係内地研究員	10月とする。ただし，特別の事情がある場合にはこの期間を別に決定することができる。
私学等研修員	４月１日から翌年３月31日までとする。ただし，特別の事情がある場合にはその期間内において，研究期間を６月又は３月に短縮することができる。
受託研究員	１年以内とし，受入れを許可された日の属する会計年度を越えることができない。ただし，研究の継続の必要があると認めるときは，翌年度において，更に受入れを許可することができる。
個人研究員	１月以上１年以内とする。

（申請）

第５条　内地研究員及び情報処理関係内地研究員に係る派遣機関の長は，別に定めるところにより，研究員の受入れの承認，承諾，許可について学長に申請するものとする。

２　私学等研修員及び内地研修員に係る派遣機関の長は，別紙様式１の調書を添えて，研究員の受入れの承認又は承諾について，学長に申請するものとする。

３　受託研究員に係る派遣機関の長は，別紙様式２の調書を添えて，研究員の受入れの許可について学長に申請するものとする。

４　〔省略〕

５　特別研究員を受け入れようとする部局の長は，当該研究員に係る指導教員を定め，当該募集要項の定めるところにより，研究員の受入れの承諾について学長に申請するものとする。

（受入許可）

第６条　学長は，前条の申請があったときは，教育研究評議会の意見を徴して受入の可否を決定するものとする。

会の選考結果通知をもって行うものとする。

２　学長は,受入れを決定したときは，教育研究評議会に報告するものとする。

（通知）

第７条　学長は，前条により研究員の受入れを承認したときは，派遣機関の長及び当該部局の長に通知するものとする。

（研究料等）

第８条　研究員（個人研究員を除く。）の研究料（私学等研修員,教員研修センター研修員及び受託研究員の研究料は，消費税相当額を含む。）は，別表２の定めるところによる。

（通知）

第７条　学長は，前条により研究員の受入れを承認し，承諾し，又は許可したときは，派遣機関の長及び当該部局の長に通知するものとする。

（研究料等）

第８条　研究員（個人研究員を除く。）の研究料（私学等研修員及び受託研究員の研究料は，消費税相当額を含む。）は，次の表の定めるところによる。ただし，内地研修員の研究料について当該派遣機関と取決めのある場合は，免除することができる。

区分		研究料
内地研究員，内地研修員		教　授　月額　28,000円 准教授　月額　15,000円 講　師　月額　11,000円 助　教　月額　7,000円
情報処理関係内地研究員		教　授　月額　70,000円 准教授　月額　40,000円 講　師　月額　25,000円 助　教　月額　10,000円
私学等研修員	私学研修員，専修学校研修員，公立高等専門学校研修員及び公立大学研修員	実験(臨床を含む。)系　３月　108,240円 非実験系　３月　54,120円
	教員研修センター研修員	実験系　３月　29,160円 非実験系　３月　16,920円
受託研	一般の受託研究員及び農林水産省農林水産技術会議事務局所管の独立行政法人が定める「国内留学制度」による受託研究員	６月を超えて１年以内　541,200円 ６月以内　270,600円
	農林水産省農林水産技術会議事務局所管の独立行政法人が定める「流動研究員制度」による受託研究員	３月以内　135,300円

	究員 農林水産省「農業改良普及推進事業実施要領（普及職員等資質向上緊急対策事業）」による受託研究員 改良普及員　６月以内　270,600円 専門技術員及び農業研修教育施設等指導員　３月以内　135,300円
２　内地研究員，私学等研修員，教員研修センター研修員及び受託研究員の研究料は，受入れ承認をした後，派遣の全期間分を直ちに徴収するものとする。	２　内地研究員，内地研修員，情報処理関係内地研究員及び受託研究員の研究料は，受入れ許可をした後，派遣の全期間分を直ちに徴収するものとする。 ３　私学等研修員の研究料は，３月ごとに３月分に相当する額をその当初の月に徴収するものとする。
３　受託研究員が別表２に掲げる期間内において，研究中止後研究を再開し，又は研究期間を延長することとなる場合は，同一の受託研究員に係る研究料は改めて徴収しない。	４　受託研究員が第１項に掲げる期間内において，研究中止後研究を再開し，又は研究期間を延長することとなる場合は，同一の受託研究員に係る研究料は改めて徴収しない。
４　既納の研究料は，返還しない。	５　既納の研究料は，返還しない。
〔省略〕	〔省略〕
（研究費） 第１０条　研究費は，別表３の定めるところにより，受入教員に配分する。ただし，内地研究員にあっては，内地研究員の研究費として配分する。	
（施設等の利用） 第１１条　研究員は，受入教員及び管理責任者の承認を得て，本学の施設及び設備を利用することができる。	（施設等の利用） 第１０条　研究員は，指導教員及び管理責任者の承認を得て，本学の施設及び設備を利用することができる。
（規則の遵守） 第１２条　研究員は，本学の規則を守らなければならない。	（規則の遵守） 第１１条　研究員は，本学の規則を守らなければならない。
（受入れの取消し） 第１３条　学長は，研究員が本学の教育研究及び運営に重大な支障を与えたときは，受入れの承認を取消すことができる。	（受入れの取消し） 第１２条　学長は，研究員が本学の教育研究及び運営に重大な支障を与えたときは，受入れの承認，承諾，許可を取消すことができる。
（証明） 第１４条　学長は，当該研究員から請求があったときは，必要な証明をすることができる。	（証明） 第１３条　学長は，当該研究員から請求があったときは，必要な証明をすることができる。
（規程の改廃） 第１５条　この規程の改廃は，教育研究評議会の議を経て学長が定める。	
（雑則） 第１６条　この規程に定めるもののほか，研究員の受入れに関し必要な事項は，別に定める。	（雑則） 第１４条　この規程に定めるもののほか，研究員の受入れに関し必要な事項は，別に定める。

〔省略〕

附　則

この規程は，平成23年４月１日から施行する。

別表１　研究期間

区　　分	研　　究　　期　　間
内地研究員	６月以上10月以内とする。ただし，特別の事情がある場合には，この期間を延長し又は短縮することができる。
私学等研修員 教員研修センター研修員	４月１日から翌年３月31日までとする。ただし，特別の事情がある場合にはその期間内において，研究期間を６月又は３月に短縮することができる。
受託研究員	１年以内とし，受入れを承認された日の属する会計年度を越えることができない。ただし，研究の継続の必要があると認めるときは，翌年度において，更に受入れを承認することができる。
個人研究員	１月以上１年以内とする。

〔省略〕

別表２　研究料

区　　分	研　　究　　料
内地研究員	教　授　月額　28,000円 准教授　月額　15,000円 講　師　月額　11,000円 助　教　月額　7,000円
私学等研修員	実験(臨床を含む。)系　３月　108,240円 非実験系　３月　54,120円
教員研修センター研修員	実験系　３月　29,160円 非実験系　３月　16,920円
受託研究員	６月を超えて１年以内　541,200円 ６月以内　270,600円

別表３　研究費

区　　分	研　　究　　費
内地研究員	教　授　月額　28,000円 准教授　月額　15,000円 講　師　月額　11,000円 助　教　月額　7,000円
私学等研修員	実験(臨床を含む。)系　３月　90,000円 非実験系　３月　45,000円
教員研修センター研修員	実験系　３月　24,300円 非実験系　３月　14,100円
受託研究員	６月を超えて１年以内　451,000円 ６月以内　225,000円

別紙様式１

○○○○○○員調書

１　～８　〔省略〕
９　希望する受入教員

　所属・氏名
10　～12　〔省略〕

別紙様式２

受　託　研　究　員　調　書
１　～８〔省略〕
９　希望する受入教員
　所属・氏名
10　～11　〔省略〕

別紙様式３

平成　年　月　日
東京学芸大学長　　殿
研究員の種類
氏　　名　　印
(受入教員氏名　　印)

研究期間等の変更について
このことについて，下記のとおり変更したいので，届け出ます。

〔省略〕

別紙様式１

○○○○○○員調書

１　～８　〔省略〕
９　希望する指導教員
　　(受入教員)
　所属・氏名
10　～12　〔省略〕

別紙様式２

受　託　研　究　員　調　書
１　～８〔省略〕
９　希望する指導教員
　所属・氏名
10　～11　〔省略〕

別紙様式３

平成　年　月　日
東京学芸大学長　　殿
研究員の種類
氏　　名　　印
(指導教員氏名　　印)

研究期間等の変更について
このことについて，下記のとおり変更したいので，届け出ます。

〔省略〕